

平成 28 年 1 月 18 日
厚生労働省

国民生活基礎調査の検討課題へのご回答（美添先生ご指摘事項）

【厚生労働省】

前回部会において、非標本誤差の縮小に対応する手法について、様々なご意見、ご示唆を頂いております。

また、対応に際しては、今後も、過去に当省が実施した研究会（岩崎研究会）のような検討を、継続的に実施していくことが望ましいとのご提言があったところです。厚生労働省としては、ご提言を踏まえ、非標本誤差の縮小に対応する手法についての研究会等（平成 29 年 5 月目途で開催）を実施することとし、国民生活基礎調査の更なる改善を継続的に図ることを検討してまいりたいと考えております。

なお、頂いた個々の御指摘については、直ちに明確に御回答することや適切な資料を準備することは困難でありますことから、以下のとおりの回答とさせていただきます。

1 について

現時点では世帯数と人口との間に近似的な比例関係のある資料は保有していないため、また、限られた期間での作成も困難であることから、今後、御指摘の点も含め検討してまいります。

2 について

「世帯類型・都道府県・年齢階級」別に層化して推定した結果については、前回部会に提出した資料で整理しております。具体的には、平成 17 年国勢調査結果に基づき、「県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別」の世帯数に層化の上、試算した結果である「世帯構造別の世帯の構成割合の差」及び「世帯員の年齢分布の人数の差」を掲載しています。（別紙ご参照）。

3 について

誤差評価（特に非標本誤差の誤差評価）については、そのやり方についても検討が必要であることから、今後、御指摘の点も含め検討してまいります。

4 について

岩崎研究会で検討した以外の推計方法の対策について、今後、御指摘の点も含め検討してまいります。

具体の検討については、平成 29 年 5 月目途に開催予定の有識者による研究会等において行うこととしております（資料 1 - 2 ご参照）。

5について

現在、国民生活基礎調査では、老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設及び老人保健施設等に居住している者を調査対象外としておりますが、今後、これらの施設等に居住する者が増加することも想定されることから、施設等に居住する者の扱いについて、御指摘の点も含め検討してまいります。

全部不詳データの補正について

平成19年国民生活基礎調査において、回収できなかった各調査票（介護票を除く）に関して、以下のような方法で推計値の補正を試みた。

I. 世帯票・健康票の推定について

① 世帯票の調査区別有効回答世帯数を用いる方法

各調査区における有効回答世帯数の逆数をウェイトとして付加し、都道府県・指定都市別に修正拡大乗数を算出する。各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウェイトとして付与して、各推計値を算出する。

$$\text{調整係数} = \begin{cases} 1.0 & (n \geq 40) \\ 40/n & (n < 40) \end{cases} \quad (n : 1 \text{調査区内の回答世帯数})$$

$$\text{修正拡大乗数} = \frac{\text{(県・指定都市別) 6月1日人口}}{\text{(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計}}$$

※ (県・指定都市別)調整後の世帯員数の合計 = \sum 調整係数 × 世帯員数

② 世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法

(1) 国勢調査の結果を利用する方法

下記の調整係数と、①と同様の修正拡大乗数の積をウェイトとして付与して、各推計値を算出する。

$$\text{調整係数} = \frac{\text{(層別) 平成17年国勢調査世帯数}}{\text{(層別) 世帯票有効回答世帯数}}$$

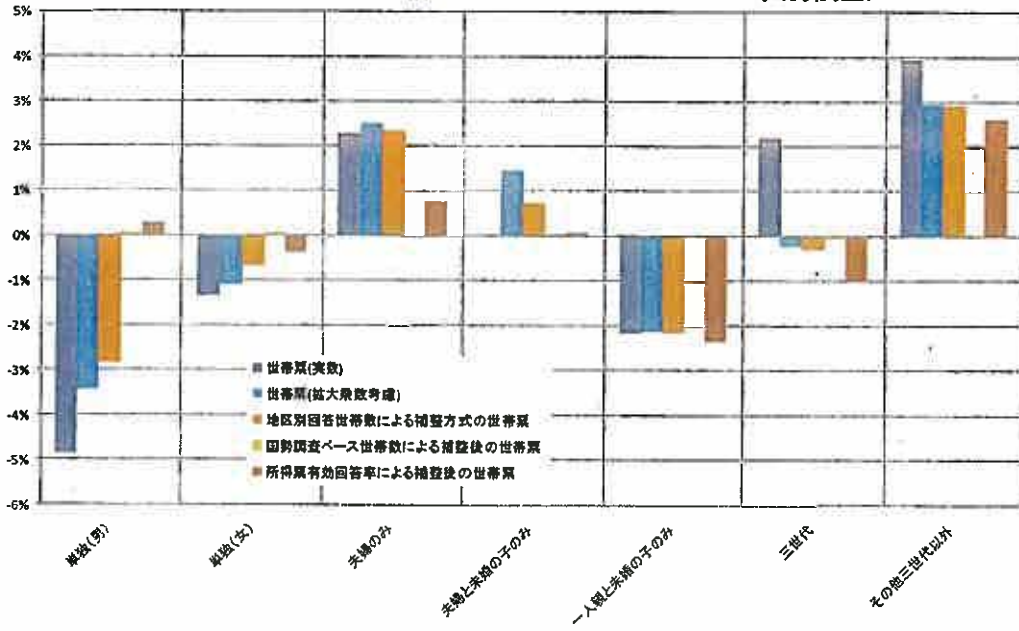
※ 「層別」: 県・指定都市 × 世帯構造 × 世帯主年齢階級別

(2) 所得票の有効回答世帯数の割合を用いる方法

調整係数として所得票回収率の逆数をとる以外は(1)と同じ方法である。なお、所得票調査対象世帯が存在しない区分または回収率が0の区分が発生した場合は、適宜全国値を代入するなどして補う。

これらの推定方法による「世帯構造別の世帯の構成割合」と「世帯員の年齢階級の分布は次頁のとおりである。

世帯構造別の世帯の構成割合の差（各推計値—H17国勢調査）



世帯員の年齢分布の人数の差（各推計値—総務省推計人口）

